

内閣府令第四十八号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二十三条第三項の規定に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成二十三年内閣府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を加える。

改正後	<p>第七条 「略」</p> <p>(利用料金に関して実施方針に関する条例に定めるべき事項)</p> <p>第八条 法第二十三条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 利用料金の算定の方法</p> <p>二 利用料金の周知の方法</p> <p>第九条 「略」</p> <p>第十条 「略」</p> <p>第十一条 「略」</p> <p>第十二条 「略」</p> <p>第十三条 「略」</p>
改正前	<p>第七条 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>第十一条 「同上」</p> <p>第十二条 「同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この府令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。